

## 国家発展改革委員会 商務部 2020年外商投資ネガティブリストを公布

2020年6月23日、国家発展改革委員会と商務部は『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』（第32号令、以下は『全国版外資ネガティブリスト2020』という）および『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』（第33号令、以下は『自貿区版外資ネガティブリスト2020』という）を公布し、2020年7月23日から施行します。

### 【ポイント】

- ▶ 商用車製造の外資持分比率の制限を撤廃。
- ▶ 金融業（証券会社、ファンド会社、コモディティ会社、生命保険会社）の外資持分比率の制限を撤廃。
- ▶ 「自貿区版」は「全国版」の基礎の上に、さらに漢方薬製剤、職業教育機構等の業界を開放。

### 1. 政策の背景

2020年1月1日より正式に実施された『外商投資法』及びその実施細則は、法令の形で外商投資に対する「参入前国民待遇」+「(外資)ネガティブリスト」の管理制度を確定しました。うち、「参入前国民待遇」とは、投資参入段階において外資に対し、内資と同等の待遇を提供し、内資・外資を統一にした『市場参入ネガティブリスト』を適用する。「(外資)ネガティブリスト」は特定領域において外資に対する参入特別管理措置を実施、即ち『外資ネガティブリスト』を適用します。

今回、『全国版外資ネガティブリスト2020』、『自貿区版外資ネガティブリスト2020』が同時に公布され、いずれも2019年版よりさらに規制業種が削減されました。なお、「自貿区で先に試行」の原則に基づき、『自貿区版外資ネガティブリスト2020』はさらに開放的となります。

### 2. 本規定の主要内容

#### 1) 『外商投資法』とのつながり

『外商投資法』の規定と合わせるべく、『全国版外資ネガティブリスト2020』、『自貿区版外資ネガティブリスト2020』（以下、「2020版外資ネガティブリスト」という）は以下の面で調整されました。

#### ① 外資参入管理を具体化

『外商投資法』の施行後、外商投資企業の登記登録は商務部門で審査・届出する必要がなくなり、市場監督管理部門が管理する登記機関が形式審査を行うことになりました。外商投資の固定資産投資プロジェクトに対しては、依然関連規定に基づき審査・届出する必要があります。「2020版外資ネガティブリスト」は説明の部分で以下の調整を行いました：

関連主管部門は法に基づき職責を履行する過程において、域外投資者が『外商投資参入ネガティブリスト』許容の範囲に投資するが、『外商投資参入ネガティブリスト』の規定に適合しない場合に対し、許可、企業登記登録等の関連事項を取り扱わない。固定資産投資プロジェクト認可に係る場合、関連認可事項を取り扱わない。投資に持分の要求がある領域において、外商投資パートナー企業を設立してはならない。

② 中外合作経営の関連規定を調整

『外商投資法』の施行後、『中外合作経営企業法』は併せて廃止されます。「2020版外資ネガティブリスト」は中外合作経営の関連規定を削除しました。

- ✓ 「マーケティング調査」は「合弁、合作に限定」を「合弁に限定」に調整。
- ✓ 「医療機構」は「合弁、合作に限定」を「合弁に限定」に調整。

③ 例外規定を追加

「外資ネガティブリスト」は年に1回更新されてきましたが、外商投資の状況が複雑で、特異な状況が出る可能性があります。よって、「2020版外資ネガティブリスト」に例外規定を追加しました：

国务院の関連主管部門の審査を経て、国务院の批准を得た場合、特定の外商投資は『外商投資参入ネガティブリスト』における関連領域の規定に適用しないことができる。

2) 「2019版外資ネガティブリスト」との比較

「2020版外資ネガティブリスト」は主に以下の分野でさらに外資に開放しました：

① サービス業の重点領域

- ✓ 金融：証券会社、ファンド会社、コモディティ会社、生命保険会社の外資持分制限を撤廃
- ✓ インフラ施設：人口50万以上の都市の給排水パイプ網の建設、運営は中国側でマジョリティを取る制限を撤廃
- ✓ 交通運輸：航空交通管制の外商投資禁止を撤廃し、同時に民間用空港関連規定を調整

② 製造業、農業

- ✓ 製造業：商用車製造の外資持分制限を撤廃し、放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産に投資禁止の規定を撤廃
- ✓ 農業：小麦の新品種の選択育成及び種子の生産の中国側でマジョリティを取る規定を撤廃

③ 自由貿易試験区での開放試行

- ✓ 医薬：漢方薬製剤への外商投資の禁止規定を撤廃
- ✓ 教育：外商による学制類職業教育機構の設立を許可

詳細な比較は以下の通り：

『全国版外資ネガティブリスト2020』は全33条で、2019年より7条削減され、計14条の内容に変更があります（うち、農業1条、製造業2条、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業1条、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業4条、金融業3条、リースと商務サービス業1条、科学研究と技術サービス業1条、衛生と社会事業1条）。

【図表1】『全国版外資ネガティブリスト』2020年版と2019年版の対比

No	業界	2019年版	2020年版	変化
1	農業	1. 小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産は、中国側でマジョリティを取らなければならない。	1. 小麦の新品種の選択育成及び種子の生産は、中国側の持分比率が34%以上。トウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産における中国側の持株比率は、中国側でマジョリティを取らなければならない。	調整

2		7. 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産に投資禁止。	-	削除
3	製造業	9. 専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる。(2020年に商用車製造の外資持株比率制限を撤廃。2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)とする制限を撤廃)	8. 専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる。(2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)とする制限を撤廃)	商用車を開放
4	電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	12. 人口50万以上の都市の給排水パイプ網の建設、運営は中国側でマジョリティを取らなければならない。	-	削除
5		15. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比率の合計が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。	13. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比率の合計が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合併に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。	合併
6	交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	16. 一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合併に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。	13. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比率の合計が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合併に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。	合併
7		17. 民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。	14. 民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。外国側は空港管制塔の建設・運営に参与してはならない。	調整
8		18. 航空交通管制に投資禁止。	-	削除
9	金融業	22. 証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)。	-	削除

10		23. 先物取引会社の外資持株比率は 51% を超えてはならない (2021 年に外資持株比率制限を取消)。	-	削除
11		24. 生命保険会社の外資比率は 51% を超えてはならない (2021 年に外資持株比率制限を取消)。	-	削除
12	リースと商務サービス業	26. マーケティング調査は合弁、 <b>合作</b> に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。	19. マーケティング調査は合弁に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。	調整
13	科学研究と技術サービス業	30. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止。	23. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止 ( <b>鉱業権利人がその鉱業権利範囲内において業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない</b> )。	調整
14	衛生と社会事業	33. 医療機構は合弁、 <b>合作</b> に限る。	26. 医療機構は合弁に限る。	調整

『自貿区版外資ネガティブリスト2020』は全30条で、2019年より7条削減され、計14条の内容に変更があります(うち、製造業2条、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業1条、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業4条、金融業3条、リースと商務サービス業1条、科学研究と技術サービス業1条、教育1条、衛生と社会事業1条)。

【図表2】『自貿区外資ネガティブリスト』2020年版と2019年版の対比

No	業界	2019年版	2020年版	変化
1	製造業	5. 漢方煎じ薬の蒸し、炒め、あぶり、焼成等の調製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産に投資禁止。	-	削除
2		6. 専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立するこ	5. 専用車、新エネルギー車、 <b>商用車</b> を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する	商用車開放

		とができる(2020年に商用車製造の外資持株比率制限を撤廃。2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)とする制限を撤廃。	合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる(2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)とする制限を撤廃。	
3	電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	9. 人口50万以上の都市の都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営は中国側でマジョリティを取らなければならない。	-	削除
4	交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	12. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資割合が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない(国内航空サービスを営むことができるのは中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する)。	10. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資割合が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、その中、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。(国内航空サービスを営むことができるのは中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する。)	合併
5		13. 一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、その中、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。		
6		14. 民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。	11. 民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。外国側は空港管制塔の建設・運営に参加してはならない。	調整
7		15. 航空交通管制に投資禁止。	-	削除
8	金融業	19. 証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)。	-	削除
9		20. 先物取引会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株		



		比率制限を撤廃)。		
10		21. 生命保険会社の外資比率は 51%を超えてはならない (2021 年に外資持株比率制限を撤廃)。		
11	リースと商務サービス業	23. マーケティング調査は合弁、 <b>合作</b> に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。	16. マーケティング調査は合弁に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。	調整
12	科学研究と技術サービス業	27. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止。	20. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止 ( <b>鉱業権利人がその鉱業権利範囲内において業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない</b> )。	調整
13	教育	28. 就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない (校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない (理事長、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が 1/2 を下回ってはならない (外国教育機構、その他組織或いは個人は、単独に中国国民を主な募集対象とする学校や教育機関を設立してはならない ( <b>非学制類の職業技能研修は含まない</b> )) が、外国教育機構は中国の教育機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能)	21. 就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない (校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない (理事長、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が 1/2 を下回ってはならない (外国教育機構、その他組織或いは個人は、単独に中国国民を主な募集対象とする学校や教育機関を設立してはならない ( <b>非学制類の職業研修機構、学制類職業教育機構は含まない</b> )) が、外国教育機構は中国の教育機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能。)	調整
14	衛生と	30. 医療機構は合弁、 <b>合作</b> に限る。	23. 医療機構は合弁に限る。	調整

	社会事業			
--	------	--	--	--

### 3. 企業への影響

2020年は中国の『外商投資法』元年で、「参入前国民待遇」+「(外資)ネガティブリスト」の全面実施に伴い、中国の外商投資に対する管理はさらに規範化、透明化されつつあります。年初から始まったコロナ禍が外商投資に大きなショックを与えていましたが、事態は収束に向かい経済復興が進んでいることに加え、今回「2020版外資ネガティブリスト」が具体化されたことで、より多くの外商投資が今後進んでいくことが期待されています。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 32 号</p> <p>《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2020年7月23日起施行。2019年6月30日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》同时废止。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2020年6月23日</p> <p>外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版） 说明</p> <p>一、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后 will 按时取消或放宽其准入限制。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。</p> <p>四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《外商投资准入负面清单》内领域，但不符合《外商投资准入负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。</p>	<p>中華人民共和國國家發展改革委員會 中華人民共和國商務部 令 第 32 号</p> <p>党中央、国务院の同意を得て、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』を公布する。2020年7月23日から正式に実施する。2019年6月30日付で国家發展改革委員會及び商務部が公布した『外商投資産業指導目録（2019年版）』は同時に廃止する。</p> <p>国家發展改革委員會主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2020年6月23日</p> <p>外商投資参入特別管理措置 （ネガティブリスト）（2020年版） 説明</p> <p>一、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下略称、『外商投資参入ネガティブリスト』）は出資持分条件、高級管理職に対する要求など、外商投資参入に関する制限措置を統一的に明記する。『外商投資参入ネガティブリスト』以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、『外商投資参入ネガティブリスト』は一部の領域に対し参入制限を撤廃、もしくは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後にはスケジュール通りに参入制限を撤廃もしくは緩和する。</p> <p>三、域外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして経営活動に従事してはならない。</p> <p>四、関連主管部門は法に基づき職責を履行する過程において、域外投資者が『外商投資参入ネガティブリスト』以内の領域に投資するが、『外商投資参入ネガティブリスト』の規定に適合しない場合に対し、許可、企業登記登録等の関連事項を取り扱わない。固定資産投資プロジェクト認可に係る場合、関連認可事項を取り扱わない。投資に持分の要求がある領</p>



<p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《外商投资准入负面清单》中相关领域的规定。</p> <p>六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p> <p>七、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。</p> <p>九、《外商投资准入负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>域において、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p> <p>五、国務院の関連主管部門の審査を経て、国務院の批准を得た場合、特定の外商投資については、『外商投資参入ネガティブリスト』における関連領域の規定を適用しないことができる。</p> <p>六、域外公司、企業もしくは自然人は、その域外にて合法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある域外会社を買収する場合、外商投資、域外投資、外貨管理等の関連規定に基づき取り扱う。</p> <p>七、『外商投資参入ネガティブリスト』に明記されていない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は、現行の規定に基づき実施する。</p> <p>八、『内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配』およびその後の協議、『内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配』およびその後の協議、『海峡两岸経済合作スキーム協議』及びその後の協議、中国が締結もしくは参加する国際条約、協定に域外投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連協議或は協定の規定に従うことができる。自由貿易試験区などの特別経済区域において条件に合致する投資者に更なる開放措置を実施する場合、関連規定に従う。</p> <p>九、『外商投資参入ネガティブリスト』は国家發展改革委員会、商務部が関連部門と連携し、解釈に責任を負う。</p>
--	--

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）

No	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦の新品種の選択育成及び種子の生産は、中国側の持分比率が34%以上。トウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産における中国側の持株比率は、中国側でマジョリティを取らなければならない。
2	中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）に投資禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択・育成及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産に投資禁止。
4	中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲に投資禁止。
二、採掘業	
5	希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。
三、製造業	
6	出版物の印刷は、中国側でマジョリティを取らなければならない。
7	漢方煎じ薬の蒸し、炒め、あぶり、焼成等の調製技術の応用、及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産に投資禁止。
8	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで（2社を含む）設立することができる。（2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の域外投資者は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで（2社を含む）とする制限を撤廃）
9	衛星テレビ放送に係る地上受信設備及び主要部品の生産。
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	
10	原子力発電所の建設、経営は中国側でマジョリティを取らなければならない。
五、卸売と小売業	
11	たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売に投資禁止。
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	
12	国内水上輸送会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。
13	公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比率の合計が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。
14	民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。外国側は空港管制塔の建設・運営に参加してはならない。
15	郵便会社、郵便の国内速達業務に投資禁止。
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	

16	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引、国内複数先通信、記憶配布類、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は中国側でマジョリティを取らなければならない。
17	インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営（音楽を除く）、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止。
八、リースと商務サービス業	
18	中国法律事務コンサルティング（中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く）に投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになってならない。
19	マーケティング調査は合弁に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。
20	社会調査に投資禁止。
九、科学研究と技術サービス業	
21	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用に投資禁止。
22	人文社会科学研究機構に投資禁止。
23	陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区画境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止（鉱業権利人がその鉱業権利範囲内において業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない）。
十、教育	
24	就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない（校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならない）。
25	義務教育機関、宗教教育機関に投資禁止。
十一、衛生と社会事業	
26	医療機構は合弁に限る。
十二、文化、スポーツ、娯楽業	
27	報道機構に投資禁止（通信社に限らない）。
28	書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務に投資禁止。
29	各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）に投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスに従事禁止。
30	ラジオ・テレビ番組の製作運営（輸入業務を含む）会社に投資禁止。

31	映画製作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務に投資禁止。
32	文物を競売する競売企業、商店及び国有文物博物館に投資禁止。
33	文芸公演団体に投資禁止。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令第33号</p> <p>《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2020年7月23日起施行。2019年6月30日国家发展和改革委员会、商务部发布的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》同时废止。</p> <p>国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2020年6月23日</p> <p>自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版） 说明</p> <p>一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。</p> <p>四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《自贸试验区负面清单》内领域，但不符合《自贸试验区负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资</p>	<p>中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令第33号</p> <p>党中央、国务院の同意を得て、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)』を公布する。2020年7月23日から正式的に実施する。2019年6月30日国家發展改革委員会、商務部が公布した『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)』は廃止とする。</p> <p>国家發展改革委员会主任:何立峰 商務部部长:鐘山 2020年6月23日</p> <p>自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版) 説明</p> <p>一、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』(以下略称、『自貿試験区ネガティブリスト』)は出資持分条件、高級管理職に対する要求等、外商投資参入に関する制限措置を統一して明記し、自由貿易試験区に適用する。『自貿試験区ネガティブリスト』以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、『自貿試験区ネガティブリスト』は一部の領域に対し参入制限を撤廃、あるいは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後、スケジュール通りに参入制限を撤廃、あるいは緩和する。</p> <p>三、域外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして経営活動に従事してはならない。</p> <p>四、関連主管部門は法に基づき職責を履行する過程において、国外投資者が『自貿試験区ネガティブリスト』以内の領域に投資するが、『自貿試験区ネガティブリスト』の規定に適合しない場合に対し、許可、企業登記登録等の関連事項を取り扱わない。固定資産投資プロジェクト認可に係る場合、関連認可事項を取り</p>



<p>合伙企业。</p> <p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《自贸试验区负面清单》中相关领域的规定。</p> <p>六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p> <p>七、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p> <p>九、《自贸试验区负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>扱わない。投資に持分の要求がある領域において、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p> <p>五、国務院の関連主管部門の審査を経て、国務院の批准を得た場合、特定の外商投資は『自貿試験区ネガティブリスト』における関連領域の規定に適用しないことができる。</p> <p>六、国内公司、企業もしくは自然人は、その国外にて合法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある国内会社を買収する場合、外商投資、国外投資、外貨管理等の関連規定に基づき取り扱う。</p> <p>七、『自貿試験区ネガティブリスト』に明記されていない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は、現行の規定に基づき実施する。</p> <p>八、『内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配』およびその後の協議、『内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配』およびその後の協議、『海峡两岸経済合作スキーム協議』及びその後の協議、中国が締結もしくは参加する国際条約、協定に国外投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連規定に従うことができる。</p> <p>九、『自貿試験区ネガティブリスト』は国家發展改革委員会、商務部が関連部門と連携し、解釈に責任を負う。</p>
--	--

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）

No	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産における中国側持株比率は、34%を下回らなければならない。
2	中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）の生産に投資禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択・育成及びその遺伝子組換種子（苗）の生産に投資禁止。
二、採掘業	
4	希土類、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘に投資禁止。（許可を経ずに希土鉱区への進入もしくは鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産工芸技術の取得を禁止。）
三、製造業	
5	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の域外投資者は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで（2社を含む）設立することができる（2022年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の域外投資者は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで（2社を含む）とする制限を撤廃。
6	衛星テレビ放送に係る地上受信設備及び主要部品の生産。
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業	
7	原子力発電所の建設、経営は中国側でマジョリティを取らなければならない。
五、卸売と小売業	
8	たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売に投資禁止。
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	
9	国内水上輸送会社は中国側でマジョリティを取らなければならない（且つ中国籍船舶あるいは船スペースを経営或いはレンタルする等の方式で水路運輸業務及びその付随活動を経営してはならない。水路運輸経営者は外国籍船舶を使用し、国内水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の許可を経て、中国国内で申請した運送要求に満たす中国籍の船舶がなく、且つ船舶の停泊する港或いは水域は対外開放の港或いは水域の場合、水路運輸経営者は中国政府に規定された期間或いは便数において臨時的に外国籍に船舶を利用し、中国の港の間の海上運送と曳航業務を経営できる）。
10	公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の域外投資者及びその関連会社の投資比例が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない。一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、その中、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない。（国内航空サービスを営むのは中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する。）
11	民間用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない。外国側は空港管制塔の建設・運営に参加してはならない。
12	郵便会社、郵便の国内速達業務に投資禁止、郵政サービスに経営禁止。
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	

13	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務（電子商取引、国内複数先通信、記憶配布類、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は中国側でマジョリティを取らなければならない（且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の従来エリア（28.8平方キロメートル）のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開。
14	インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営（音楽を除く）、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止。
八、リースと商務サービス業	
15	中国法律事務事務（中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く）に投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになっていけない（外国弁護士事務所の中国進出は出張所の形に限り、且つ中国弁護士執務資格を持つ弁護士の雇用をしてはならず、雇用した人員は当事者への法律サービスを提供禁止。中国で代表機構を設立、駐在代表を派遣する場合、中国司法行政部門の許可を得なければならない）。
16	マーケティング調査は合弁に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない。
17	社会調査に投資禁止。
九、科学研究と技術サービス業	
18	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用に投資禁止。
19	人文社会科学研究機構に投資禁止。
20	陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査に投資禁止（鉱業権利人がその鉱業権利範囲内において業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない）。
十、教育	
21	就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない（校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならない（外国教育機構、その他組織或いは個人は、単独に中国国民を主な募集対象の学校や教育機関を設立してはならない（非学制類の職業研修機構、学制類職業教育機構は含まない）が、外国教育機構は中国の教育機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能。）
22	義務教育機関、宗教教育機関に投資禁止。
十一、衛生と社会事業	
23	医療機構は合弁に限る。
十二、文化、スポーツ、娯楽業	
24	報道機構に投資禁止（通信社に限らない）。（外国報道機構が中国域内で常駐報道機構を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、中国政府の許可を得なければならない。外国通信社が中国域内で報道関連のサービス業務を提供する場合、中国政府の許可を得なければならない。中外報道機構業務提携は、中国側が主導し、かつ中国政府の許可を得なければならない）

25	書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務に投資禁止（ただし、中国政府の批准を経て、中国側の経営主導権および内容の最終審査権を確保し、かつ中国政府の要求するその他条件に遵守する場合、中外出版単位は新聞出版中外合作出版プロジェクトを実施可能。中国政府の批准を経ず、中国国内で金融情報サービスの提供を禁止。）
26	各級のラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）に投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスに従事禁止。
27	ラジオ・テレビ番組の製作運営（輸入業務を含む）会社に投資禁止。（国外ドラマの輸入および衛星転送方式でその他国外テレビ番組の輸入は広電総局が指定する単位より申告。中外合作で作成したテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行。）
28	映画製作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務に投資禁止。（ただし、批准を経た場合、中外企業の合作で映画撮影を許可。）
29	文化財を競売する競売企業、商店及び国有文化財博物館に投資禁止。（移動不可文化財および国が出国を禁止する文化財を外国人に譲渡、抵当、賃貸することを禁止。無形文化財の調査機構の設立及び経営を禁止する。国外組織もしくは個人は中国国内で無形文化財の調査および考古調査、探鉱、発掘を行う場合、中国と合作の形式を取り、かつ専門の審査許可を経る必要がある。）
30	文芸公演団体は、中国側でマジョリティを取らなければならない。

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものにりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

**MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室**

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001